平成２３年（フ）第２０２２号
大阪市城東区古市３丁目８番11―207号
債務者　奥田　有香
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２５号
大阪府八尾市郡川５丁目53番地　ヴィラハピネス305号
債務者　櫻本　直久
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２８号
大阪市生野区小路１丁目15番７号
債務者　宮城るみ子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３０号
住民票上の住所大阪府高槻市野田２丁目16番17―107号
債務者　森岡　速人
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３１号
大阪府枚方市中宮山戸町26番５号
債務者　川野　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０号
神戸市東灘区本庄町２丁目４番17号401号
債務者　武田　正一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６４号
神戸市灘区灘南通３丁目１番25号　リバークレッセント202
債務者　品川　純子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１９号
神戸市須磨区若木町１丁目12番18―105号
債務者　梶浦　結衣（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２号
広島県府中市目崎町654番地１、旧住所広島県府中市中須町1446番地の２
債務者　植岡　孝義
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８０号
青森市浜館１丁目15番地５、申立時の住所青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地７―14
債務者　小泉　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
青森市大字浜田字玉川51番地21　コーポ竹101号
債務者　太田　正秋
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
和歌山県有田郡有田川町大字庄263番地５
債務者　清水世津子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
和歌山市伊太祈曽423番地の２
債務者　岩橋　宏泰
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
和歌山県岩出市湯窪82番地
債務者　コロンブスこと　藤平　増夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
和歌山県紀の川市貴志川町長原1137番地５
債務者　山西美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８号
和歌山市北出島95番地の３　Ｈ号
債務者　川口　ルナ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
和歌山県紀の川市貴志川町長原1137番地５
債務者　山西美喜子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０号
和歌山県岩出市中迫309番地の１　203号
債務者　櫻井　典介
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係